

まつらひの様はか、す猶おぼつかなき事ありぬべければ、あら／＼ゑるすなり、御帳にかたび
らをかけ、もやのかべゑろなどつねのごとし、御帳は三方あけて、たすみのほしらにかうしろはた
れたり、うちに平文の御椅子をたつ、そのまへに火びつをすへたり、御いしの左右前へよに机を
たつ、かうらいのおほひあり、左には劔璽ををかるべし、右には式のはこを置べし、又とゞまる文
は、右の机にをかるべし、火びつの前に御だいはんをたつ、よこその南に二の御だいはんたてざ
帳臺のうへに北のはしをかけて、南をば、べちのだいにてこれををく、みな兩めんのおほひあり、
大なるかねのうつは物にくだ物を入れて、一二の御臺に、をの／＼これををく、そのまへに左によ
せて、うねべが草とんををく、もやのひんがし三間に、四尺の臺盤をつゞけてたてならぶ、末には
八尺のだいはん一脚たつ、たつみいぬあさまにかたどるともいふ下にこんの布をしく、うへにく
だ物をすへならぶ、はしかいのだにおく、はしにこれををく、輿端に兀子をたつ、親王大臣のれう
兩めんのおもて、納言はみどりのおもて、參議の座はながゑやうじなり、御帳のうしとらの方に
五尺ばかり東によせて、大宋の屏風をたつ、内辨この所にて奏を内侍につくるなり、御帳の西北
のはづれに、通障子を二脚西ざまへたてならぶ、その内北内侍の座をまうく、ひさしの西二間に
酒臺ををく、南階の東西に左右近の胡床をたつ、宣命のへん、尋常の版、つねのごとし、へんの東西
に位記の案をたつ、東式、西兵、上階參列のへう、所々のまん、胡へいのたてやうなどつねのごとし、
なるべし、南庭にか西によさせ、舞臺を立たり、梅柳を舞臺のすみ大臣參議まいりぬれば、加叙あ
らば先これをかきいれらる、奉行くら人下名をもちて大臣にくだす、大臣參議に仰てこれをか
き入しむ、やう／＼人々參あつまりて、外記ゑろつかさを申さしむ、いましめたりやと仰すれば、
いましめて候よしを申、これよりさき諸司をとふこと常のごとし、外任奏くだされて、御後に出
御あり、劔璽は先つくゑにをく、式宮もおなじ、藏人位記のばこを内辨座のまへの臺盤のうへに